

ご契約者 各位

エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役 片山 勉

『ご契約のしおり』（ハッピーワン）の記載内容の誤りに関するお詫び

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の家財保険商品であります賃貸入居者総合保険（ハッピーワン）の『ご契約のしおり』につき、商品説明ページ、重要事項説明書、及び普通保険約款、並びに特約集の記載内容に誤りがあることが判明致しました。

上記『ご契約のしおり』の記載内容に下記の誤りがあり、当社は、本件が著しく契約者の皆様の利益を害するものと認識しております。

ご契約者の皆様に多大なるご迷惑をおかけ致しましたこと、深くお詫び申し上げます。

■賃貸入居者総合保険（ハッピーワン）『ご契約のしおり』正誤表

	誤	正
P1 家財補償④	風災・ひょう災・雪	風災・ひょう災・ <u>雪災</u>
P1 家財補償⑤	<u>建物外部</u> からの物体の落下・飛来・衝突	<u>借戸室外部</u> からの物体の落下・飛来・衝突・ <u>倒壊</u>
P1 家財補償⑥	<u>他人の戸室</u> や給排水設備に生じた水濡れなど	<u>他人の戸室</u> や給排水設備で生じた事故に伴う借戸室の水濡れ
P1 家財補償⑥	・・水濡れ <u>など</u>	・・水濡れ ※水災による場合は除く
P1 家財補償⑧	騒じょう、集団行動、 <u>労働紛争</u> などの暴力行為や破壊行為	騒じょう、集団行動、 <u>労働争議</u> に伴う暴力行為や破壊行為
P1 家財補償⑨	大雨などによる床上浸水 <u>など</u>	大雨などによる床上浸水
P1 家財補償⑩	※・・預金証書 50 万円限度	※・・ <u>預貯金</u> 証書 50 万円限度
P1 家財補償⑫	※通貨、 <u>預貯金証書</u> などの盗難を除く	※通貨、 <u>預貯金証書</u> の盗難を除く

P2 火災臨時費用保険金(破裂・爆発を含む)	火災、破裂、爆発 <u>などの</u> 事故により・・	火災、破裂、爆発事故により・・
P2 被災時転居費用保険金	※引越の運搬費用が対象	左記文言を削除
P2 臨時宿泊費用保険金	①から⑧までの事故および⑩または⑪の事故により損害保険金が支払われ、かつ電気、ガス、水道が使用不能・・	①から⑧までの事故および⑩の事故により損害保険金が支払われ、かつ電気、ガス、水道、 <u>排水設備</u> が使用不能・・
P2 ストーカー被害時転居費用保険金	※引越の運搬費用が対象	左記文言を削除
P2 修理費用補償	・・賃貸借契約に基づき、自己の費用で・・	・・賃貸借契約に基づき、 <u>または緊急的に</u> 、自己の費用で・・
P2 修理費用補償	被保険者の死亡による <u>室内の復旧費用</u> (清掃、消臭、消毒費用含む)	被保険者の死亡による <u>損害</u> (清掃、消臭、消毒費用含む)
P2 その他の特約	<u>法人契約</u> の被保険者特約	<u>法人等契約</u> の被保険者特約
P2 その他の特約-法人契約の被保険者特約	契約者が <u>法人</u> の場合は被保険者が無記名で加入できるため、入居者変更の連絡が不要になります。	契約者が <u>法人等(※)</u> の場合は被保険者が無記名で加入できるため、入居者変更の連絡が不要になります。 ※個人事業主を含みます。
P2 その他の特約-転居時の借戸室の契約特約	・・転居前借戸室の事故も対象となります。	・・転居前借戸室の事故も <u>保険金支払の対象</u> となります。
P3 ⑤物体の落下、飛来、衝突	⑤物体の落下、飛来、衝突	⑤ <u>借戸室外部からの</u> 物体の落下、飛来、衝突、 <u>倒壊</u>
P3 ⑥給排水設備に生じた事故または、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水による水濡れ	⑥給排水設備に生じた事故または、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水による水濡れ	⑥給排水設備に生じた事故または、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、 <u>放水</u> 、 <u>溢水</u> による水濡れ
P3 ⑦エアコンに生じた事故による水濡れ	※ <u>一般家庭用電化製品のみ対象</u> (携帯電話などモバイル端末類は除く)	※ <u>家庭用電化製品のみ対象</u>

P3 ⑩盗難による盗取、き損または汚損	1回の事故につき通貨(現金):10万円限度・・	1回の事故につき通貨:10万円限度・・
P3 ⑩盗難による盗取、き損または汚損	預金証書:50万円限度	預貯金証書:50万円限度
P3 ⑩盗難による盗取、き損または汚損と⑪不測かつ突発的な事故の間の空欄	①～⑩の事故について自転車に生じた損害に対しては、1台につき5万円を限度	①～⑥、⑧～⑩の事故について自転車に生じた損害に対しては、1台につき5万円を限度
P3 ⑩盗難による盗取、き損または汚損と⑪不測かつ突発的な事故の間の空欄	-	(追記)※⑩の事故について、通貨、預貯金証書の盗難を除く
P3 ⑫持ち出し家財保険金	※通貨、預貯証書などの盗難を除く・・	※⑩の事故について、通貨、預貯金証書の盗難を除く・・
P3 臨時宿泊費用保険金	-	(追記)※①から⑧、および⑩の事故によって損害保険金が支払われるとき
P4 保険金をお支払いできない事例	◎窓の閉め忘れによる雨水の吹込みにより、テレビが故障した。	◎雨水の吹込みにより、テレビが故障した。
P7 2. 補償の内容-(1)家財補償-普通保険約款-①損害保険金(カ)	・・水濡れ	・・水濡れ ※ただし、水災による場合は除く。
P7 2. 補償の内容-(1)家財補償-普通保険約款-①損害保険金(サ)	生活用の通貨(現金)または預貯金証書の盗難	通貨または預貯金証書の盗難
P7 2. 補償の内容-(1)家財補償-普通保険約款-①損害保険金(サ)の事故	通貨(現金):10万円限度	通貨:10万円限度
P8 2. 補償の内容-(1)家財補償	(引越しのための運搬費用のみとします。敷金、礼金等転居先の賃貸借契約に必要な費用は除きます。)	左記文言を削除

償-普通保険約款-⑤被災時転居費用保険金		
P8 2. 補償の内容-(1)家財補償-普通保険約款-⑦ストーカー被害時転居費用保険金	(引越しのための運搬費用のみとします。敷金、礼金等転居先の賃貸借契約に必要な費用は除きます。)	左記文言を削除
P8 2. 補償の内容-(1)家財補償-家財補償拡大特約-⑧損害保険金	損害の額から免責金額(3万円)を差し引いた額とし、1回の事故につき30万円限度	再調達価額によって定めた損害の額から免責金額(3万円)を差し引いた額とし、1回の事故につき30万円限度
P8 2. 補償の内容-(1)家財補償-家財補償拡大特約-⑨持ち出し家財保険金	・・(ア)から(ク)、(コ)の事故・・	・・(ア)から(コ)の事故・・
P10 2. 補償の内容-(3)賠償責任補償<賠償責任保険金の範囲>-④	・・被保険者に <u>効率上</u> の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した応急手当、護送その他緊急措置のために要した費用	・・被保険者に <u>法律上</u> の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した <u>費用のうち</u> 、応急手当、護送その他緊急措置のために要した費用
P11 2. 補償の内容-(4)保険金をお支払いできない主な場合-家財補償	(物件所定の場所に置かれた自転車、エアコン、洗濯機等を除く)	(<u>専用駐輪場</u> または <u>一戸建敷地内</u> の自転車、 <u>エアコンの室外機</u> 、 <u>洗濯機置場の洗濯機</u> 等を除く)
P17 普通保険約款第4条	・・ただし、保険対象のうち、家庭用電化製品(<u>携帯電話、スマートフォン、タブレット端末に類するものは除く</u>)に生じた損害に限ります。	・・ただし、保険対象のうち、家庭用電化製品に生じた損害に限ります。
P18 普通保険約款第7条	・・(1)①から⑧までの事故により・・	・・(1)①から⑨までの事故により・・
P31 家財補償拡大特約第3条	・・(1)①から⑧、⑩までの事故によって・・	・・(1)①から⑩までの事故によって・・
P31 家財補償拡大特約第3条(注1)	・・専ら通路に利用されるもの <u>および車両内</u> を除きます・・	・・専ら通路に利用されるものを除きます・・

※お客様がお持ちの『ご契約のしおり』の版又はバージョンにより、上記誤記のうち

一部につき該当しない場合がございます。

※表紙右上に「H-P-004」と表記されている『ご契約のしおり』につきましては、記載内容に問題はありません。

※『ご契約のしおり』の版およびバージョンの識別方法につきましては、当社ホームページにてご確認ください。URL：<https://al-ssi.com/tr>

■今後の対応

賃貸入居者総合保険（ハッピーワン）の『ご契約のしおり』の記載内容について上記の誤りがあることにより、保険事故が発生したにも関わらず当社に対して保険金支払請求を行わなかった場合につきましては、下記電話番号までお問合せください。

保険契約者の皆様の利益保護を図るため、当社社員が一丸となり、本件につき真摯に対応して参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ窓口

0120-991-520

※24 時間 365 日受付

※土日祝日・月～金/午後 5 時～午前 10 時は受付のみとなります。

以上